

登録政治資金監査人に係る登録申請書の様式の改正について (案)

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 7 号）により、登録政治資金監査人に係る登録申請書の添付書類のうち、戸籍の抄本と住民票の写しに代わり、本籍（外国人の場合は国籍等）の記載のある住民票の写しが求められることになったことに伴い、登録政治資金監査人に係る登録申請書の様式について以下のとおり定め、同省令の施行の日（平成 30 年 6 月 1 日）から施行する。

○ 登録政治資金監査人に係る登録申請書（別紙）

政治資金規正法施行規則第 27 条第 2 項の規定により、政治資金適正化委員会が定めることとされている登録政治資金監査人に係る登録申請書の様式は、別紙のとおりとする。

(案)

登録政治資金監査人登録申請書

収入印紙貼付欄

1万5千円

消印しないこと

平成 年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

氏名 (自署) 印

政治資金規正法第19条の20第1項の規定により、登録政治資金監査人の登録を、下記のとおり申請します。

記

ふりがな			性別	男 ・ 女	
氏名			生年月日	明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 年 月 日生	
本籍					
住所	〒 自宅Tel () 携帯Tel () ※携帯番号は任意記載				
政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する者である旨、その資格の取得年月日及び資格番号	政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する者である旨 (いずれかに○)	1. 弁護士	2. 公認会計士	3. 税理士	
	取得年月日				
	資格番号				
イ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人の社員である場合					
主たる事務所	名称				
	所在地	〒 TEL ()			
従たる事務所	名称				
	所在地	〒 TEL ()			
ロ イに掲げる場合以外の場合					
事務所	名称				
	所在地	〒 TEL ()			

(添付書類)

政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面(申請の日前3月以内に作成されたものに限る。)
住民票の写し(本籍(外国人の場合は国籍等)の記載のあるもので、申請の日前3月以内に作成されたものに限る。また、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの。)

政治資金規正法第19条の18第2項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書
申請者の写真2葉(無帽・無背景、タテ2.8cm、ヨコ2.4cm、撮影後3月以内のものに限る。裏面に氏名を記入。)

(案)

登録政治資金監査人登録申請書

収入印紙貼付欄

1万5千円

消印しないこと

平成 年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

氏名 (自署) 印

政治資金規正法第19条の20第1項の規定により、登録政治資金監査人の登録を、下記のとおり申請します。

記

ふりがな		性別	男・女	
氏名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日生	
本籍				
住所	〒 自宅Tel () 携帯Tel () ※携帯番号は任意記載			
政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する者である旨、その資格の取得年月日及び資格番号	政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する者である旨 (いずれかに○)	1. 弁護士	2. 公認会計士	3. 税理士
	取得年月日			
	資格番号			
イ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人の社員である場合				
主たる事務所	名称			
	所在地	〒 TEL ()		
従たる事務所	名称			
	所在地	〒 TEL ()		
ロ イに掲げる場合以外の場合				
事務所	名称			
	所在地	〒 TEL ()		

(添付書類)

政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面(申請の日前3月以内に作成されたものに限る。)

戸籍抄本(申請の日前3月以内に作成されたものに限る。)

住民票の写し(本籍(外国人の場合は国籍等)の記載のあるもので、申請の日前3月以内に作成されたものに限る。また、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの。)

政治資金規正法第19条の18第2項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

申請者の写真2葉(無帽・無背景、タテ2.8cm、ヨコ2.4cm、撮影後3月以内のものに限る。裏面に氏名を記入。)